

『丈量保簿』と『歸戸親供冊』から

——萬曆年間、徽州府休寧縣二七都五圖の事産所有狀況——

伊 藤 正 彦

はじめに

一 二つの文書史料

二 魚鱗冊の出版理由、および『歸戸親供冊』との関係

三 休寧縣二七都五圖の事産所有狀況

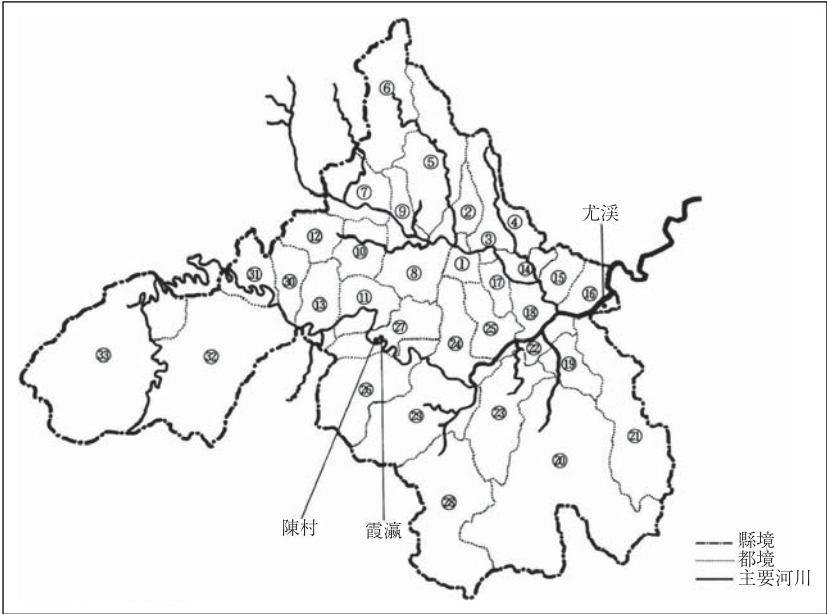
おわりに

はじめに

さきに筆者は、現時點で一里一圖全體の明代賦役黃冊の記載内容を伝える唯一の史料である安徽省博物館藏『萬曆二七都五圖黃冊底籍』四冊（二・二四・二五・二七號）等の分析をもとに、萬曆三〇年（一六〇二）・四〇年（一六二二）の徽州府休寧縣二七都五圖における階層構成を論じた。その結果は【表一】のとおりである。明末に至っても里甲制が機能しつつあった休寧縣二七都五圖では、所屬人戸の九〇%を優に超える人戸が事産を所有し、自戸所有事産（田・地）で再生産可能な人戸は五〇%を超えており、またその頂點には科舉登第ではないものの任官者を輩出する人戸、監生の資格保持者や

表 1 萬曆 30 年・40 年の休寧縣 27 都 5 圖における階層構成

萬曆 30 年 (1602)	實在戸 152 戸	萬曆 40 年 (1612)	實在戸 153 戸
任官者・讀書人輩出入戸	6 戸 3.95 %	任官者・讀書人輩出入戸	6 戸 3.92 %
出租した人戸 (地主)	54 戸 35.53 %	出租した人戸 (地主)	50 戸 32.68 %
自作農人戸	21 戸 13.82 %	自作農人戸	24 戸 15.69 %
自小作農人戸	58 戸 38.16 %	自小作農人戸	63 戸 41.18 %
無産人戸	13 戸 8.55 %	無産人戸	10 戸 6.54 %



唐力行『明清以來徽州區域社會經濟研究』（安徽大學出版社、1999 年）の附圖 1 をもとに作成。丸数字は都を示す。陳村と霞瀛は 27 都 5 圖の主要な基盤となった集落である。なお、縣城は圖示していないが、縣城は一都内の北部（横江の北側）に位置していた。

圖 1 休寧縣都分略圖

〃隱君〃・〃處士〃等と稱される在野の讀書人を輩出する人戸が存在していた。^①

次なる課題は、こうした階層構成を支えた事産所有の分布や事産交易のあり方、租佃關係の存在状況などを探ることと考えている。

これらの課題のうち、休寧縣二七都五圖における事産所有の分布状況を探ることが、小論の目的である。

一 二つの文書史料

萬曆年間の休寧縣二七都五圖における事産所有の分布状況を探る素材は、二つの文書史料である。まず文書史料の概要を見よう。

文書史料の一つは、一九八九年一〇月に欒成顯氏が『萬曆二七都五圖黃冊底籍』などとともに発見した安徽省博物館藏『萬曆九年清丈二七都五圖歸戸親供冊』一冊（二・二四五八二號）である。『萬曆九年清丈二七都五圖歸戸親供冊』（以下、『歸戸親供冊』と略記する）の書誌と内容については、欒成顯氏が精緻に明らかにしており、^②屋上屋を架すことにならざるを得ないが、その概要を確認しておく。

歸戸冊とは、魚鱗冊に記載されている所有事産の情報を一戸分ずつまとめた（名寄せした）簿冊であり、^③『歸戸親供冊』は、萬曆九年（一五八二）から一〇年（一五八三）に全國で實施されたいわゆる張居正の丈量——休寧縣では知縣の曾乾亨（字は于健、江西吉水の人、萬曆五年の進士）が萬曆九年八月から十一月に實施した丈量を経て作製された魚鱗冊關係文書である。法量は縦・二八・一cm、横・二六・〇cm、厚さ・約三cmで、一葉兩面として數えて全六四八頁の分量である。休寧縣二七都五圖に所屬する人戸のすべての所有事産の情報——二七都五圖以外の都圖に所在する所有事産も含むすべての所有事産の情報を記しており、實在戸・一四三戸（里長戸・有産戸・一一〇戸、無産戸・三三三戸）、絶戸・四〇戸、計一八三戸についての情報を記載している。ただし、破損した箇所が二つあり、第五甲の吳京戸と第一〇甲の吳濱戸に關する情報について不明な部分がある。なお、『歸戸親供冊』が伝える所有事産額は實測面積ではなく、納税面積の税畝によって示される。^④税畝とは、各種等級の煩瑣な納税科則を簡略化するために各種等級の事産面積を相當する納税面積に換算したものである。

記載内容は次の三つから構成される。第一は、冊子の冒頭にある『圖總』であり、二七都五圖に所屬する人戸の所有事

産と負擔稅糧の總額を記している。第二は、第一甲から第一〇甲までの各甲の記載の冒頭にある「甲總」であり、各甲に所屬する人戸の所有事産と負擔稅糧の總額を記している。第三は、各人戸に關する情報である。その「實收」の項では、二七都五圖内に所有する事産の總額、田・地・山・塘の順に各所有事産の魚鱗字號・所在地の土名・稅畝數を記す。新收の項では、二七都五圖以外に所有する事産について二七都の他圖、他都他圖の順に各所有事産の魚鱕字號・所在地の土名・稅畝數を記す。つづく「實在」の項では、「實收」と「新收」の數値を合わせた所有事産の總額と負擔稅糧の總額、所有する田・地・山・塘ごとの稅畝額と負擔稅糧額を記す。

各人戸に關する情報の記載様式を確認するために、第一甲に屬す王元戸に關する記載を見よう。

一戸王元

新收

十三都一圖帶丈推來田地山塘四畝四分四厘

麥八升四合九勺

米一斗七升四合一勺

羽字一千五百四十四號

後山

田六分五厘四毫

一千五百五十八號

墩上

田二分五厘

一千五百五十四號

橋頭

田一分三厘八毫

羽字一千三百七十七號

塘子裡

地二分六厘

一千四百五十三號

橋頭

地一分四厘四毫

一千五百三十二號

後山

地一分四厘四毫

一千五百三十三號

全

地五分八毫

一千五百三十四號

全

地一分九厘六毫

一千五百六十號

墩上

地七厘二毫

一千五百六十號

全

地一分六厘

三千六十九號

金竹村心

地一畝一分二厘八毫

羽字一千二百六十號

北塘

山四厘

一千三百四十三號

梓木塢

山一分八厘八毫

一千三百七十八號

塘子裡

山三分二厘

一千四百五十二號

橋頭

山二厘七毫

一千六百十八號

前塘

塘二分八毫

實在

官民田地山塘四畝四分四厘

麥八升三合九勺

米一斗七升四合一勺

一則官民田一畝四厘二毫

麥二升二合三勺

米五升五合七勺

一則官民地二畝六分二厘二毫

麥五升一合九勺

米一斗一合一勺

一則官民山五分七厘八毫

麥六合二勺

米六合二勺

一則官民塘二分八毫

麥四合五勺

米一升一勺

王元戸は二七都五圖内の事産を所有していないため、⁶「實收」の項の記述がなく、⁷「新收」と⁸「實在」の項のみ記述されている。傍線を附した箇所の「羽」は千字文で示す魚鱗字號であり、休寧縣の都圖文書で確認できるように「羽」は萬曆九年の丈量によって附された一三都一圖の字號である。⁹王元戸が所有する事産はすべて一三都一圖内にあり、王元戸は一三都一圖の田・三坵（一・〇四二〇稅畝）、地・八坵（二・六二二〇稅畝）、山・四坵（〇・五七八〇稅畝）、塘・一坵（〇・二〇八〇稅畝）、計一六坵（四・四四〇〇稅畝）の事産を所有していた。

もう一つの文書史料に移ろう。それは、上海圖書館藏『休寧縣二十七都伍圖丈量保簿』一冊（線晉五六三三五八五號）である。徽州文書の世界において「保簿」とは魚鱗冊を意味した。⁸變成顯氏によれば、南宋の經界法以來、洪武丈量に至るまで、都保制の保（大保）が丈量作業と土地臺帳の作製單位であつたために、魚鱗冊は「保簿」とよばれた。現存する洪武丈量の魚鱗冊——中國社會科學院歷史研究所藏『明洪武一八年歙縣一六都三保萬字號清冊分庄』（三一五〇一〇〇〇〇〇一號）、國家圖書館善本部藏『明洪武一十九年休寧縣一〇都六保罪字保簿』（二六八二八號）も、まちがいに保を單位に作製されたものである。⁹張居正の丈量以降は、保に代わって里Ⅱ圖が丈量作業と魚鱗冊の作製單位となるが、「保簿」という呼稱は残った。

文書の法量は縦・三五・〇cm、横・三〇・三cm、厚さ・約六cmで、全四四二葉の分量である。半面は四格であり、得字九號から得字三五四號までの事産の情報を伝える。ただし、得字一〇・一二・一四・一六號については破損のために判讀不能な部分があり、計三三三三號の事産についての情報を窺うことができる。版心には「休寧縣【貳拾柒都伍圖丈量保簿】〇〇（葉數）」と刻されている。「得」は、休寧縣の都圖文書で確認できるとおり、萬曆九年の丈量によって附された二七都五圖の魚鱗字號であつた。¹⁰したがって、上海圖書館の目録上は『休寧縣二十七都伍圖丈量保簿』とよばれ、清代のものとしてあるが、この文書はまぎれもなく萬曆九年の丈量で作製された休寧縣二七都五圖の魚鱗冊であり、正確には

『明萬曆九年休寧縣二七都五圖得字丈量保簿』とよぶべきものである（以下、『得字丈量保簿』と略記する）¹¹。休寧縣二七都五圖は、一里一圖全體の明代賦役黃冊の副本（『萬曆二七都五圖黃冊底籍』）にくわえ、同時期に作製された魚鱗冊も残存していた唯一無二の地として、記憶されねばならない。

『歸戸親供冊』の記載が傳える休寧縣二七都五圖所屬人戸が所有する二七都五圖内の事産の最後の號數は、四一九七號である。これに基づけば、二七都五圖の事産は四二〇〇號ぐらいまでであつたろうと推測される。假に二七都五圖が四二〇〇號までの字號であつたと想定すると、『得字丈量保簿』は本來の八四％の分量が残っていたことになる。鶴見尙弘氏が詳細に論じた徽州府歙縣一六都二圖の魚鱗冊——中國歷史博物館藏『萬曆九年丈量商字魚鱗清冊』は商字一號一二一四二號の分量であり、鶴見氏が一九八二年一八三年の中國研修中に閲覽した魚鱗冊、また筆者自身が閲覽した魚鱗冊の限りでは、張居正の丈量の魚鱗冊としては残存する分量が最も多い。¹²『得字丈量保簿』は残存する分量の面でも注目すべきものといえよう。

萬曆九年の丈量で作製された休寧縣の魚鱗冊には、中國社會科學院歷史研究所藏『萬曆休寧二九都七圖欲字號活字版魚鱗清冊』（徽州千年契約文書（宋・元・明編）第一六・一七卷、花山文藝出版社、一九九一年、所收）のように活字版のものが存在しており、『得字丈量保簿』も活字版である。『得字丈量保簿』が記載する事産の情報には次のとおりである。【圖2】にあげる影印を参照して確認されたい。

字號數、土名、事産の種類・等則、實測面積額（步數）、計稅額（稅畝數）、佃人、事産の形狀（圖示）、四至（東西南北の順）、見業（業主）の所屬都・圖・戸名。

【圖3】に示す事例のように見業が複數人戸の場合は、各人戸が所有する事産額（田・地・塘は步數、山は稅畝額）を記している。こうした記載様式は、上海圖書館藏『明萬曆九年休寧縣二五都六圖潔字丈量保簿』一冊（線普五六三六四六號）¹⁴、同『明萬曆九年休寧縣二五都八圖男字丈量保簿』六冊（線善八一五五三一五八號）¹⁵とほぼ同一であり（【圖4】・【圖5】）にあ

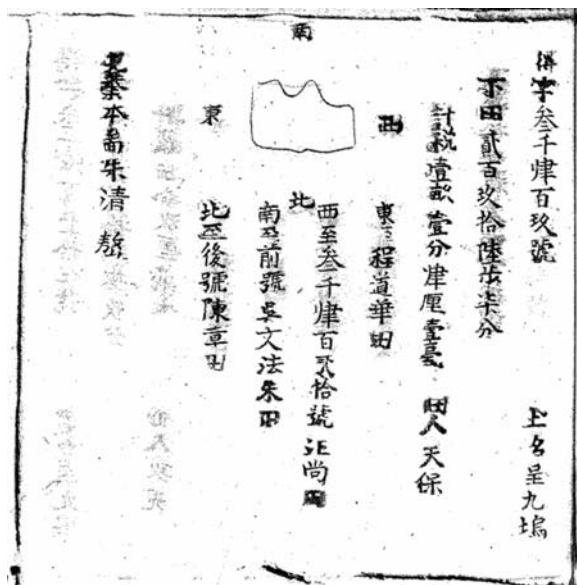


圖2 『明萬曆9年休寧縣27都5圖得字丈量保簿』の記載例

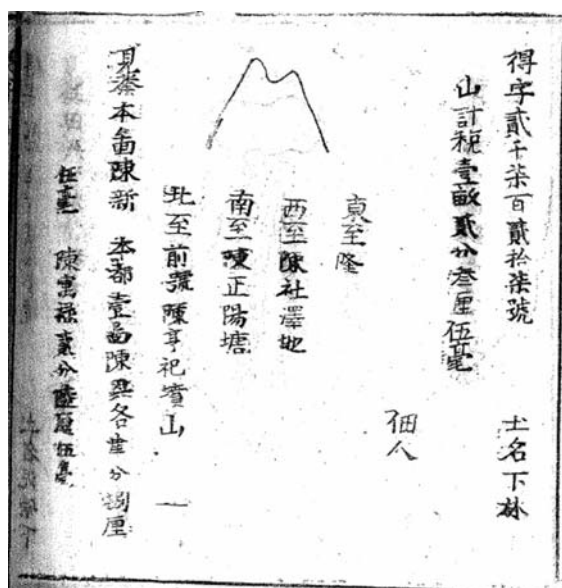


圖3 見業が複数人戸の場合の記載例

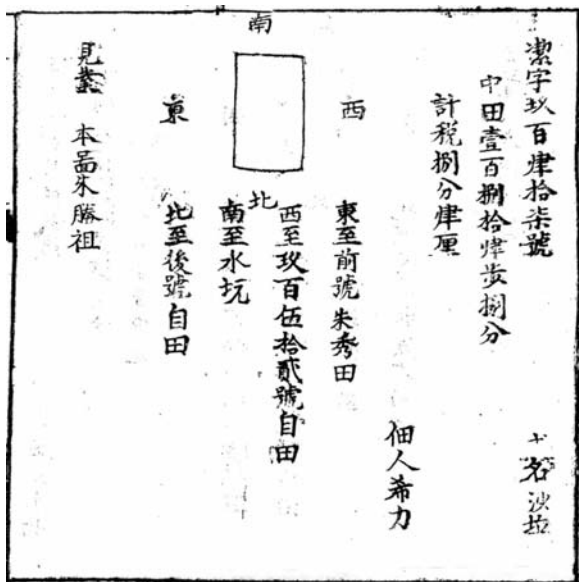


圖4 『明萬曆9年休寧縣25都6圖潔字丈量保簿』の記載例

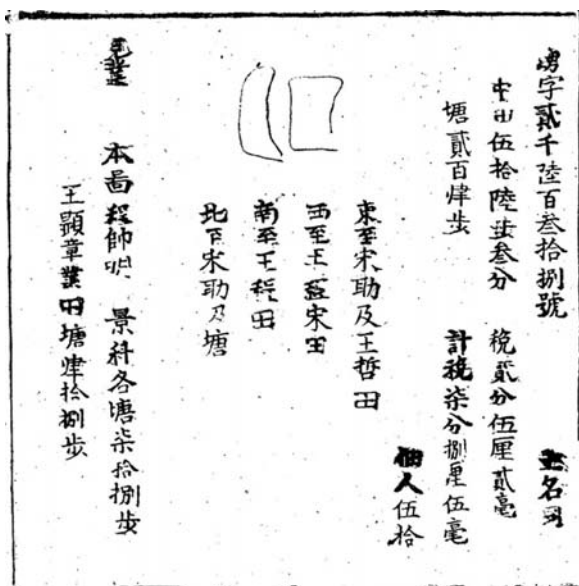


圖5 『明萬曆9年休寧縣25都8圖男字丈量保簿』の記載例

げる影印を参照)、他の張居正の丈量の魚鱗冊と比べて事産の等則、佃人に關する情報を書き點が特徴である。

二 魚鱗冊の出版理由、および『歸戸親供冊』との關係

前章では『得字丈量保簿』をはじめ萬曆九年の丈量で作製された休寧縣の魚鱗冊には活字版のものが存在することに觸れたが、具體的な分析に入る前提として、魚鱗冊が出版された理由、ならびに『得字丈量保簿』と『歸戸親供冊』の關係を検討しよう。

休寧縣の萬曆九年丈量の魚鱗冊に出版されたものが存在する理由の一つは、丈量を実施した知縣曾乾亨自身の意志にあった。萬曆『休寧縣志』卷三、食貨志「公賦」は、萬曆九年丈量の魚鱗冊の頒行にあたって曾乾亨が自ら記した布告文を次のように傳える。

休寧縣酌定して保簿を刊刷し、以て稽查に便ならしめ、以て永久に垂れん事の爲にす。照得したるに、國初の丈量、原より保簿を設け、民の經業に便ならしめ、法を立つること甚だ善し。今明旨を奉りて清丈し、民業更新するに、若し先時の保簿に照して圖を書き填寫すれば、費用浩繁にして、勢家は則ち有るも、弱民は則ち無きを致し、後世疆界紛更し、稽查實に難し。此れが爲に永久に垂れんと欲し、畫一の規を酌定し、總書等に行令し、梓に駁(鋟)みて印刷し、廣く佈きて流行せしめ、以て僉業の人民に遺り、憑據有らしめ、後世本を本ぬること相い同にし、滋く異議を生ずるを致さず。爾ら諸民の奕世悠遠の計を爲すは、世世相い承け、人人共に守り、去籍の害を踏まずして、讓畔の風を増さんことを願う所なり。豈に本縣と地方と深く幸う所に非ざらんや。知休寧縣事吉水曾乾亨書す。⁽¹⁷⁾

曾乾亨は、統一の規格を定めたくえて、總書等に魚鱗冊を印刷して頒行させることにした。それは、事産所有の變更にあたって各自が魚鱗冊の記載を轉寫する方法では、費用が高むために、轉寫したものを所持する者と所持できない者ととの格差が生じてしまい、事産紛争の事實調査が困難になる事態に配慮したからであるという。曾乾亨が魚鱗冊を出版して

頒行させる意圖は、事産所有の共通の證據を付與することにあつた。

活字版の魚鱗冊が残存する以上、こうした曾乾亨の構想が實現したことはまちがいない。では、曾乾亨の構想はどのようにして實現したのだろうか。『得字丈量保簿』と同じく活字版である上海圖書館藏『明萬曆九年休寧縣二五都八圖男字丈量保簿』（以下、『男字丈量保簿』と略記する）の卷首は、二五都八圖の里役たち——圖正（二名）・里長（二〇名）・量畫（二名）・書算（二名）の文章を載せており、曾乾亨が布告してから『男字丈量保簿』の頒行に至るまでの經緯を傳える。萬曆二十四年（一五九六）一〇月附の文章である。やや長文にわたるが引用しよう。

縣主思慮するに、休民の產土、分法繁瑣にして、墓（宅地と墓地）價重く、強弱一に歸するに難きが似し。保簿の規を立設し、序文を印發し、責令して梓に鋟みて裝刷せしむれば、形跡相い同にし、弊奸施し難く、是非辨ずべく、私を容るる所なし。板料備さに成り、預め造ること數里、諸人古今初めて起こりし美事と稱贊す。嗣いで稅糧未だ清ならざるに因り、概縣查對するも、父故して停止し、役を退きて農に歸す。復た思えらく、清丈千載の奇逢にして、同板の保簿傳流すること永世なれば、迺ち民業更新の本、實に黃冊契稅の源にして、僉業世よ守るに憑と爲し、續置推收するに據有り、人戸惰りに虚糧する無く、縣總派徵するに維有り、奸猾の強併を止め、奕世の根源を定め、實に便民爲り。公務委任すれば、克く終えるを得ず。心を乗りて預め府縣に呈し、千里赴きて撫道に告し、俱に批を蒙りて縣各郷に示諭して造るを准す。俯して思うに、當道人の提調する無くんば、焉ぞ能く概縣通行せんや。圖正の原文に據憑り、冊底を查對し、本都捌圖男字の保簿を將て造完し、該圖拾排の業戶に售散すれば、諸人見るを得、毫弊生じ難し。公正は一郷の美望、經造は永遠の流傳なり。惟に首業宜しく辦すべきのみに非ずして、賢能の善事、費を省きて利益を備うべし。後人産を置くこと金を積むが如きに勝り、遺裔下和泣玉を思うが如く、古今の寶を流傳す。愚茲の簿を立つるも、概邑の功を終えるに難し。特だ簿首の后に書し、郷都の俊傑・諸賢士心を同にして赤幟を立てんことを願うのみと云う。

萬曆貳拾肆年孟冬月

註す。

圖正 汪惟忱

排年 汪本仁 程興

程顯繼 汪繼志

汪銑 程時通

程文明 巴高隆

程萬里 王璘

量畫 巴付隆 程廷高

書算 程積肆 王同仁

都 圖

に給與して收執せしむ。

(丸括弧内は引用者の注釋)⁽¹⁸⁾

これによれば、當初、印刷した魚鱗冊の頒行は、數里[〃]の範圍で實現するにとどまっていた。しかし、印刷した魚鱗冊は事産所有の證據となり、不正行爲を抑制するものであると里役たちにも認識されており、その後、里役たちが府・縣、さらには巡撫・分守道へ請願し、改めて縣の許可を得ることによつて、二五都八圖では萬曆二四年一〇月に印刷した魚鱗冊が頒行された。魚鱗冊の印刷と頒行は、里レヴェルの責任で行なわれている。このように、印刷した魚鱗冊の頒行は、曾乾亨の意志だけでなく、里役たちの理解と活動を俟って實現した。

いま一つ注目しておくべきは、印刷した魚鱗冊が二五都八圖の戸に販賣されていたことである。右の史料から窺えるのは魚鱗冊を販賣した事實にとどまるが、黃忠鑫氏によれば、徽州文書のなかには魚鱗冊が人民の間で賣買され所持されていたことを伝えるものが存在する。上海圖書館藏『槐溪張氏茂荊堂田契冊』一冊(線普五六三三九八號)に收録された崇

禎一四年（一六四二）九月一五日附の合同文書である。そこでは、張尙涌・張之遵・張之問の三名が休寧縣七都一圖の魚鱗冊（『夜字號冊』）一部と七都三圖の魚鱗冊（『果字號冊』）二部を共同で購入して保管することを取り決めている。因みに、計三部の魚鱗冊の購入に要した費用は四兩五錢（魚鱗冊三部自體は三兩六錢であり、購入に附隨する諸經費を含む）であつた。⁽¹⁹⁾張尙涌ら三名が共同購入した魚鱗冊は、合同文書の日附から萬曆九年丈量の魚鱗冊と判斷してまちがいない。このように、休寧縣では知縣曾乾亨や二五都八圖の里役たちが企圖したとおり、萬曆九年丈量の魚鱗冊が人民の側でも事産所有の證據物件として所持されていた。

以上によって、休寧縣の萬曆九年丈量の魚鱗冊に出版されたものが存在する理由は明らかだろう。出版された魚鱗冊は、二八都五圖の里役たちが意圖したように永く流傳し、現代の我われまでが目にするものとなつた。關聯して『得字丈量保簿』の記載の信憑性に觸れておこう。素材となるのは、高橋芳郎氏が明代の裁判プロセスを詳細に伝える稀少な史料として論じた上海圖書館藏『著存文卷集』一卷である。⁽²⁰⁾『著存文卷集』は、萬曆一〇年前後に著存觀という祠觀をめぐって、休寧縣の金氏一族と陳氏一族が行なつた争訟の記録であり、結果的に勝訴した金氏が争訟の一件書類を入手して版刻したものである。金氏一族の居住地は一一都三圖、陳氏一族の居住地は二七都一圖であり、争點となつた著存觀は二七都五圖内にあり、その事産は二七都に散在していた。まさに『得字丈量保簿』と時期・地域を一にした史料である。争訟の中心となつた金氏の金革孫、陳氏の陳富はもちろんのこと、『著存文卷集』が伝える争訟關係者や二七都の圖正・里長は、二七都五圖の事産の所有戸として『得字丈量保簿』に記載されている。⁽²¹⁾また、休寧縣・徽州府ともに審理の過程で魚鱗冊を事實調査の重要證據としており、金氏と陳氏も魚鱗冊の情報を自らの正當性の根據として活用している。萬曆一二年（一五八七）三月一六日、勝訴した金氏の金革孫は縣の冊籍の改正を求めて、新冊⁽²²⁾＝萬曆九年丈量の魚鱗冊（ほかでもない『得字丈量保簿』）の字號數・土名・實測面積の情報を徽州府に提出したが、その情報は『得字丈量保簿』の記載と一致する。こうしたことからすれば、『得字丈量保簿』の記載は信頼に足るものと考えてよいだろう。

つづいて『得字丈量保簿』と『歸戸親供冊』の関係について検討しよう。前章で見たように、『歸戸親供冊』は休寧縣二七都五圖に所屬する人戸のすべての所有事産の情報——二七都五圖以外の都圖に所在する所有事産をも含む情報を記載した魚鱗冊關係文書であるから、記載内容の根據となったのは二七都五圖の魚鱗冊Ⅱ『得字丈量保簿』をはじめ、二七都五圖所屬人戸が所有する事産が所在した都圖の魚鱗冊の記載情報である。そうであれば、『得字丈量保簿』と『歸戸親供冊』が記載する情報は一致してよい。だが、少數ではあるものの、兩者の記載情報が一致しない場合——『得字丈量保簿』に所有事産として記載されていても、『歸戸親供冊』には記載されていない場合が見られる。その一覽は【表2】に示すとおりである。計八戸の計三四號、二八・五五六〇税畝の事産が『得字丈量保簿』で所有事産とされていても、『歸戸親供冊』では所有事産とされていない。

この八戸について『萬曆二七都五圖黃冊底籍』萬曆一〇年冊の開除・轉除の項（大造までの一〇年間に喪失した人口・事産を記す項）の記載を確認すると、いずれの人戸も萬曆九年・一〇年に事産を賣却していた。たとえば、一六號、一七・一四六〇税畝と一致しない事産額が最も多い第一甲の謝社戸の場合、萬曆九年に二七都五圖三甲所屬の朱清戸、五都一〇圖所屬の汪世榮戸・吳世隆戸に計二六・九八三〇税畝の田・地を賣却している。萬曆九年に賣却した事産の總額が一七・一四六〇税畝を大きく上回るのは、同年八月―十一月の丈量以前に賣却した事産を含むためだろう。とすれば、『得字丈量保簿』と『歸戸親供冊』の記載の齟齬は、『得字丈量保簿』の作製後に事産交易したことによって生じたものであり、『歸戸親供冊』の記載内容は『得字丈量保簿』の記載情報そのものではなく、丈量後に行なわれた事産交易の結果を反映していたと考えられる。したがって、『歸戸親供冊』の内容の作成時期も、萬曆九年丈量の直後ではなく、丈量から黃冊萬曆一〇年冊が編纂されるまでの間の時期であったと推測される。

表2 『得字丈量保簿』と『歸戸親供冊』の記載が一致しない事産

※丸括弧内のゴシック数字は事産の號數を示す。

第1甲	
王 茂 (里長)	田3號 2.4110 稅畝 (685 下田, 778 上田, 978 下田) 地3號 1.1600 稅畝 (85 下下地, 293 上墳地, 2405 中地) 計6號 3.5710 稅畝
謝 社	田16號 17.1460 稅畝 (35 中田, 38 下田, 40 中田, 87 下田, 95 下田, 137 中田, 162 下田, 167 下田, 168 下田, 298 上田, 330 下田, 367 下田, 380 中田, 382 中田, 413 上田, 443 中田) 計16號 17.1460 稅畝
第4甲	
王 時 (里長)	田1號 0.8840 稅畝 (1876 上田) 地1號 0.2190 稅畝 (2274 下地) 計2號 1.1030 稅畝
第5甲	
陳 章 (里長)	田3號 2.5980 稅畝 (917 下田, 2251 中田, 2682 中田) 地1號 0.0560 稅畝 (1483 下地) 計4號 2.6540 稅畝
陳 宜	田1號 1.6890 稅畝 (1013 上田) 計1號 1.6890 稅畝
第7甲	
王齊興 (里長)	田1號 0.8600 稅畝 (1883 上田) 地2號 0.3900 (749 下下地, 2455 中地) 計3號 1.2500 稅畝
第10甲	
金萬政 (里長)	山1號 0.6000 稅畝 (696 山) 計1號 0.6000 稅畝
陳 祥	田1號 0.5430 稅畝 (1040 下田) 計1號 0.5430 稅畝
計 34號 28.5560 稅畝 (田26號 26.1310 稅畝, 地7號 1.8250 稅畝, 山1號 0.6000 稅畝)	

三 休寧縣二七都五圖の事産所有狀況

これまでの検討によって、『歸戸親供冊』と『得字丈量保簿』の記載を分析する條件が揃った。兩者の記載をもとに、休寧縣二七都五圖における事産所有の分布狀況を探ろう。

『歸戸親供冊』は、二七都五圖に所屬する人戸のすべての所有事産の情報を記載するものであり、これに基づけば、所屬する各人戸の所有事産額、所有事産の分布狀況を窺うことができる。だが、紙幅の関係上、ここでは各人戸の所有事産額と分布狀況に關するデータを示すことはできない。各人戸の所有事産額と分布狀況を整理したデータは、別稿で提示したので、そちらを参照されたい。なお、第一章で觸れたように、魚鱗冊で一つの字號を附された事産が複数の人戸によって所有される場合がある（二四頁の【圖3】の例を参照）ため、以下、所有事産數については、號ではなく坵を單位に表記する（複数の人戸によって所有される場合、號を附された事産を重複して計算することになるため、坵數は號數よりも多くなる）。

二七都五圖所屬人戸が所有する事産の分布については、變成顯氏が全體的傾向を明らかにしているが、より詳しいデータを示そう。【表3】は、『歸戸親供冊』が記す各人戸の所有事産に關する情報をもとに、二七都五圖所屬人戸の所有事産がどのように分布していたかを一覽にしたものである。⁽²⁷⁾ 二七都内に所有した事産と二七都以外の都・隅⁽²⁸⁾（他の都・隅）に所有した事産とに大きく區分し、さらに都圖ごとに整理し、所有事産の坵數と稅畝額を示している。丸數字は、二七都五圖のなかの所屬する甲を示す。二七都五圖の①の箇所を例として表の見方を確認すれば、これは二七都五圖の第一甲に所屬する人戸が二七都五圖内に六二五坵、四二六・一五二三稅畝の事産を所有していたことを表している。また他の都・隅の一都一圖の箇所について表の見方を確認すれば、二七都五圖の所屬人戸が一都一圖内に六坵、〇・八八七〇稅畝の事産を所有し、しかも第七甲に所屬する人戸がそのすべてを所有していたことを表している。

表3 27都5圖所屬人戸所有事産分布一覽

※丸數字は所屬の甲を示す。

27 都	6104 垧	2862.1296 税畝	(垧：91.31%, 税畝 90.95%)
27 都	5 圖	2984 垧	1436.0670 税畝 (垧：44.64%, 税畝 45.63%) ①：625 垧 426.1513, ②：943 垧 277.9924, ③：27 垧 12.2254, ④：126 垧 66.5610, ⑤：230 垧 158.1900, ⑥：50 垧 21.2480, ⑦：192 垧 96.3130, ⑧：224 垧 100.5060, ⑨：125 垧 37.9890, ⑩：442 垧 238.8909
	1 圖	1175 垧	802.2265 税畝 ①：251 垧 212.9692, ②：20 垧 10.0410, ③：474 垧 316.2581, ④：16 垧 6.3040, ⑤：160 垧 101.8610, ⑥：97 垧 37.8385, ⑦：17 垧 17.1800, ⑧：98 垧 68.8510, ⑨：18 垧 8.0620, ⑩：24 垧 22.8617
	3 圖	476 垧	183.4397 税畝 ①：27 垧 2.9250, ②：93 垧 24.9349, ③：4 垧 0.6590, ④：174 垧 55.7190, ⑥：138 垧 90.1130, ⑧：3 垧 0.1430, ⑨：11 垧 0.6400, ⑩：26 垧 8.3058
	6 圖	1469 垧	440.3964 税畝 ①：3 垧 0.2180, ②：42 垧 10.6470, ③：123 垧 32.4093, ④：276 垧 62.4850, ⑥：878 垧 275.7751, ⑧：65 垧 22.6530, ⑩：82 垧 36.2090
他の都・隅	581 垧	284.8159 税畝	(垧：8.69%, 税畝：9.05%)
1 都	1 圖	6 垧	0.8870 税畝 (⑦：6 垧 0.8870)
	2 圖	2 垧	0.2540 税畝 (①：2 垧 0.2540)
	6 圖	2 垧	0.7390 税畝 (①：1 垧 0.6490, ⑦：1 垧 0.0900)
	7 圖	1 垧	0.0300 税畝 (⑩：1 垧 0.0300)
2 都	2 圖	1 垧	0.5300 税畝 (①：1 垧 0.5300)
3 都	1 圖	9 垧	2.5690 税畝 (⑨：9 垧 2.5690)
	2 圖	19 垧	10.8370 税畝 (①：3 垧 1.9360, ④：2 垧 1.1310, ⑦ 14 垧 7.7700)
	4 圖	3 垧	2.2700 税畝 (⑦：3 垧 2.2700)
	5 圖	39 垧	22.7920 税畝 (②：3 垧 0.0970, ④：1 垧 1.0000, ⑥：5 垧 1.0490, ⑦：17 垧 11.6980, ⑩：13 垧 8.9480)
	6 圖	59 垧	50.6500 税畝 (①：3 垧 4.1460, ④：9 垧 7.1600, ⑥：5 垧 3.9430, ⑦：35 垧 29.4660, ⑩：7 垧 5.9350)
	7 圖	6 垧	3.5990 税畝 (④：6 垧 3.5990)
	8 圖	16 垧	7.4060 税畝 (①：7 垧 3.9890, ⑥：1 垧 0.1900, ⑧：7 垧 2.1000, ⑩：1 垧 1.1270)
	9 圖	6 垧	3.1000 税畝 (①：3 垧 0.6640, ⑦：3 垧 2.4360)
	10 圖	19 垧	12.0660 税畝 (①：1 垧 0.1350, ②：1 垧 0.0980, ⑥：2 垧 3.6720, ⑦：9 垧 6.1150, ⑧：1 垧 0.1800, ⑩：6 垧 2.0010)
	11 圖	1 垧	0.1650 税畝 (④：1 垧 0.1650)
4 都	2 圖	2 垧	0.0550 税畝 (④：2 垧 0.0550)
	4 圖	1 垧	1.5000 税畝 (④：1 垧 1.5000)
	7 圖	1 垧	0.0350 税畝 (⑧：1 垧 0.0350)
	9 圖	3 垧	2.2425 税畝 (①：2 垧 1.1125, ⑦：1 垧 1.1300)
	11 圖	1 垧	0.1650 税畝 (④：1 垧 0.1650)
5 都	10 圖	1 垧	0.2500 税畝 (⑦：1 垧 0.2500)

表3 27都5圖所屬人戸所有事産分布一覽（続き）

※丸數字は所屬の甲を示す。

8都	3圖	3 畝	0.2700 税畝	(⑩ : 3 畝 0.2700)
11都	1圖	3 畝	0.2000 税畝	(⑥ : 3 畝 0.2000)
	3圖	64 畝	40.6780 税畝	(① : 15 畝 11.5700, ② : 2 畝 0.9720, ③ : 4 畝 1.2250, ④ : 7 畝 4.6510, ⑤ : 2 畝 0.6000, ⑥ : 18 畝 8.3940, ⑦ : 1 畝 1.5000, ⑨ : 10 畝 5.5320, ⑩ : 5 畝 6.2340)
13都	1圖	18 畝	4.5900 税畝	(① : 16 畝 4.4400, ⑨ : 2 畝 0.1500)
	2圖	2 畝	0.5240 税畝	(⑨ : 2 畝 0.5240)
	3圖	53 畝	22.4800 税畝	(⑨ : 53 畝 22.4800)
	4圖	78 畝	16.8960 税畝	(⑨ : 78 畝 16.8960)
14都	5圖	1 畝	0.0640 税畝	(⑦ : 1 畝 0.0640)
	7圖	4 畝	2.3650 税畝	(② : 1 畝 0.0320, ⑥ : 1 畝 1.1530, ⑩ : 2 畝 1.1800)
	8圖	1 畝	0.5300 税畝	(④ : 1 畝 0.5300)
	9圖	5 畝	0.5330 税畝	(⑦ : 5 畝 0.5330)
17都	1圖	1 畝	0.5200 税畝	(⑦ : 1 畝 0.5200)
	7圖	1 畝	0.3260 税畝	(⑧ : 1 畝 0.3260)
24都	2圖	24 畝	2.4850 税畝	(③ : 24 畝 2.4850)
26都	1圖	1 畝	0.4500 税畝	(④ : 1 畝 0.4500)
	2圖	35 畝	21.5640 税畝	(① : 3 畝 1.0020, ③ : 7 畝 2.4680, ⑤ : 2 畝 1.8810, ⑥ : 6 畝 5.1780, ⑩ : 17 畝 11.0350)
	4圖	3 畝	0.5520 税畝	(③ : 1 畝 0.3680, ⑧ : 2 畝 0.1840)
	5圖	74 畝	41.4854 税畝	(① : 31 畝 16.6024, ③ : 15 畝 8.5440, ⑤ : 6 畝 2.8280, ⑥ : 1 畝 0.0200, ⑧ : 13 畝 11.4280, ⑨ : 7 畝 1.0630, ⑩ : 1 畝 1.0000)
29都	4圖	6 畝	2.8650 税畝	(② : 6 畝 2.8650)
30都	1圖	2 畝	0.3570 税畝	(⑦ : 1 畝 0.2600, ⑧ : 1 畝 0.0970)
31都	3圖	1 畝	0.2400 税畝	(⑨ : 1 畝 0.2400)
西南隅	1圖	4 畝	2.8650 税畝	(② : 4 畝 2.8650)
全體		6684 畝	3146.6955 税畝	

さて、【表3】から分かるように、二七都五圖所屬人戸が二七都五圖内に所有する事産は、二九八四坵、一四三六・〇六七〇税畝と坵數・税畝額ともに所有事産全體の四五%程度（坵數は四四・六四%、税畝額は四五・六三%）にとどまり、二七都五圖所屬人戸の所有事産は、二七都の他圖をはじめ一都・二都・三都・四都・五都・八都・一都・一三都・一四都・一七都・二四都・二六都・二九都・三〇都・三一都——休寧縣の全三三都の半數に近い一六の都と西南隅の圖に廣く分布していた。

また、各甲や各人戸に着目すれば、所有事産の分布には偏りが見られる。たとえば、第三甲所屬人戸の場合、二七都五圖内に所有する事産は二七坵、一二・二二五四税畝ときわめて少ないのに對し、二七都一圖に所有する事産は四七四坵、三一六・二五八一税畝にのぼっている。第一章で見た第一甲所屬の王元戸の場合、二七都五圖内には事産を所有せず、一六坵、四・四四〇〇税畝の所有事産すべてが一三都一圖に位置しており、各人戸が所有する事産の所屬都圖は集中する傾向がある。とはいえ、二七都の他圖——一圖・三圖・六圖に所有する事産の比率も四五%を超えており、二七都五圖内の所有事産と合わせて二七都内に所有する事産の比率は坵數・税畝額ともに九〇%を超えていた（坵數は九一・三二%、税畝額は九〇・九五%）。

次に、『得字丈量保簿』の記載に基づけば、『歸戸親供冊』からは窺い得ない他圖所屬人戸による二七都五圖内の事産の所有狀況を探ることができる。【表4】は、『得字丈量保簿』の記載をもとに、他圖所屬人戸がどのように二七都五圖内の事産を所有していたかを一覽にしたものである。²⁹⁾所屬する都圖ごとに二七都五圖内に事産を所有する人戸の數と所有事産の坵數、ならびに二七都五圖内に事産を所有する人戸名と所有事産の坵數を示している。なお、人戸名と坵數につづく丸括弧内には、戸丁が所有主體と記される事産の坵數を示した。周知のように、明代後半以降の徽州府下では、廣東地方や福建地方と同様に、均分相續後も獨立の戸名を立てることなく、冊籍上の名義戸（總戸）のもとに複數の戸（子戸）が含まれる慣行——いわゆる（總戸―子戸）制が存在しており、戸丁とは（總戸―子戸）制の子戸を意味した。³⁰⁾

表4 27都5圖内の事産を所有する他圖所屬人戸

※戸丁が所有主體とされる事産も總戸のもとに集計し、丸括弧内に戸丁の所有事産の
 畝數を示した。■は判讀不能を示す。

27都1圖	83戸 1779畝 陳興456畝(戸丁:富130畝,鳳66畝,玉50畝,正陽43畝,潤德33畝,壽14畝,祀7畝,奇3畝,潤潯2畝,仁壽1畝,勝保1畝,文富1畝,良1畝,奉1畝,四郎1畝,保1畝,希1畝),王爵231畝(戸丁:淮14畝,詔10畝,浦7畝,濟7畝,梁5畝,洌5畝,沐4畝,良4畝,表4畝,誥3畝,世民3畝,價2畝,本2畝,元1畝,應1畝,軒1畝,廷禎1畝,文進1畝,滾1畝,俊文1畝,舜1畝,■鮮1畝),陳振達157畝(戸丁:階63畝,枝28畝,春茂9畝,軒4畝,椿茂2畝,朋1畝,生1畝),陳寓祿124畝(戸丁:潯39畝,浩19畝,皐15畝,湯12畝,敬10畝,貫7畝,慶7畝,祿7畝,椿6畝,儒5畝,象5畝,標5畝,遇4畝,道4畝,達4畝,濟4畝,九3畝,礎3畝,陽3畝,顯亮2畝,偉3畝,礎3畝,新3畝,濱2畝,邁1畝,常1畝,成1畝,誠1畝,階1畝,虎1畝,萬1畝,富1畝,日1畝),陳天相106畝(戸丁:祖陽15畝,重陽13畝,奉陽4畝,淮陽2畝,鳳陽2畝,持陽1畝,東陽1畝,應鍾1畝,春太1畝,春陽1畝),陳岩求77畝(戸丁:仁壽20畝,應軫11畝,應亢6畝,應珮5畝,應張5畝,應晉4畝,應文4畝,應樓3畝,應武2畝,應光1畝,社澤1畝,仁倍1畝,應眞1畝,子■1畝),陳法65畝(戸丁:社記18畝,岩有1畝),著存觀44畝(呂尙弘6畝,張時順4畝,義潯1畝),汪明43畝(戸丁:尙5畝,滿5畝,有元1畝,松1畝),陳本42畝(戸丁:社澤18畝),陳晉27畝(戸丁:壽1畝,仁元1畝),吳文法22畝(戸丁:文付14畝,文盛1畝),程道華21畝(戸丁:進潯4畝),陳龍生20畝,陳嘉17畝(戸丁:言2畝,尙禮1畝,上禮1畝),陳文討17畝,陳鵬15畝(戸丁:軒7畝),陳學15畝,朱曜15畝(戸丁:源2畝,本1畝,良玉1畝),陳錡14畝,陳天盛14畝(戸丁:文進7畝,天護3畝,天賜1畝),陳時陽13畝,陳善13畝,陳建忠13畝(戸丁:言1畝),陳積社13畝,陳應時13畝,陳長13畝,陳光儀12畝,朱得眞12畝,朱法11畝(戸丁:咏1畝,元厰1畝),汪希11畝,陳天玘9畝(戸丁:天壽5畝,天雲1畝),陳亮8畝,陳相8畝,陳文燦8畝(戸丁:生7畝),陳明5畝,陳寄得5畝,朱汝授4畝(戸丁:濟1畝),陳大4畝,朱天生4畝(戸丁:有方3畝),陳貴4畝,鄭才3畝,汪志2畝,朱永勝2畝(戸丁:天錫1畝),陳勝祐2畝,陳三同2畝,陳進2畝,吳天志2畝,陳齊龍2畝,周進2畝,陳玉壽2畝,陳岩祐2畝,黃雲2畝,陳耕1畝,陳楨社1畝,朱得信1畝,陳鶴1畝,陳球1畝,朱友1畝(戸丁:有得1畝),王齊韻1畝,朱文廣1畝,程金成1畝,陳堅1畝,陳應元1畝,汪鑑1畝,陳三得1畝,陳文付1畝,汪齊順1畝,葉龍1畝(戸丁:黑龍1畝),陳流1畝,陳二同1畝,陳文志1畝,汪禱1畝,陳天付1畝,朱自方1畝(戸丁:玄護1畝),汪本亨1畝,程羅1畝,畢潯個1畝,汪琰1畝,陳岩才1畝,陳時進1畝,程文法1畝(戸丁:盛),金聚海1畝
27都3圖	3戸 11畝 朱玄貴7畝,金萬全3畝,朱持金1畝
27都6圖	9戸 27畝 陳甫8畝,陳付5畝,陳文4畝,李福4畝,金有祥2畝,汪天祿1畝,味春1畝,汪得祐1畝,金齊1畝 27都他圖所屬人戸:95戸 1817畝
西北隅1圖	2戸 7畝 蘇叔武6畝,汪勝1畝

表4 27都5圖内の事産を所有する他圖所屬人戸（続き）

西南隅2圖	1戸 1坵 巴麟1坵
3都6圖	1戸 1坵 吳圮1坵
8都1圖	1戸 1坵 葉龍1坵
8都4圖	1戸 1坵 陳社1坵
11都1圖	2戸 2坵 汪班1坵, 李周討1坵
11都3圖	43戸 226坵 金桐竹84坵, 金經衛17坵, 金湛英12坵, 金神護12坵, 金以用11坵（戸丁：文靈2坵, 汝吉1坵, 慈1坵）, 金革孫10坵, 金子厚7坵, 金文獻7坵, 金可儀5坵, 金汝錯5坵, 汪國英4坵（戸丁：明春1坵）, 金應陞4坵, 金汝賢4坵, 金一詔3坵, 吳小保3坵（戸丁：本靜2坵）, 金初孫3坵, 金望孫2坵, 金楯2坵, 金澤民2坵, 金應昂2坵, 金繼宗2坵, 金守進2坵, 金齊2坵（戸丁：浩龍1坵）, 汪本靜2坵, 金仲和1坵, 金迪功1坵, 嚴義真1坵, 金四個1坵, 金求英1坵, 金攀龍1坵, 金龍朋1坵, 金仲治1坵, 倪達樂1坵, 金王陞1坵, 金儒1坵, 汪尙楷1坵, 金景付1坵, 金應元1坵, 程珊1坵, 金顯祐1坵, 金廷黃1坵, 羅岩付1坵, 金廷淑1坵
13都2圖	1戸 6坵 程文6坵（戸丁：文林1坵）
13都4圖	2戸 2坵 戴時1坵, 吳鎡風1坵
21都1圖	1戸 5坵 吳幸福5坵
26都4圖	4戸 13坵 洪雲相4坵, 洪章和4坵, 吳大法4坵, 朱允升1坵
26都5圖	1戸 18坵 汪登源18坵
30都1圖	3戸 8坵 陳明宗5坵, 陳明2坵, 陳邦1坵
他都所屬人戸：63戸 291坵	
全體：158戸 2108坵（他圖人戸が所有する地番＝號の比率は、1879號/3532號＝53.20％）	

『得字丈量保簿』が伝える二七都五圖の三五三三號の事産のうち、計一八七九號の事産——比率で示すと五三・二〇%の事産を他圖に所屬する人戸が所有していた。【表4】から分かるように、二七都五圖内の事産を所有した他圖所屬人戸は計一五八戸であり、二七都以外では三都・八都・一都・二三都・二二都・二六都・三〇都・西北隅・西南隅——計七つの都と二つの隅の圖に所屬する人戸が所有していた。この人戸数は、戸丁ではなく、冊籍上の人戸の數である。二七都五圖の事産を所有する他圖所屬人戸——一五八戸のうち二七都一圖の所屬人戸が八三戸と五二・五三%を占め、他圖所屬人戸が所有する二二〇八丘（先述のように、一つの號の事産を複数の人戸が所有する場合があるため、號數よりも丘數が多くなる）のうち八四・三九%にあたる一七七九丘を二七都一圖所屬人戸が所有していた。因みに、前章で觸れた『著存文卷集』によれば、二七都圖内に最も多くの事産を所有した陳興（四五六丘を所有）は都正を務めた人戸であり、ほかに多くの事産を所有した王爵（二三一丘を所有）・陳振達（二五七丘を所有）・陳天相（一〇六丘を所有）・陳岩求（七七丘を所有）は里長戸であった。³²⁾

先の【表3】に示したように、二七都五圖所屬人戸が所有する二七都一圖内の事産も、一一七五丘、八〇二・二二六五稅畝——二七都五圖所屬人戸の二七都五圖以外に所有する事産のうち丘數で三一・七六%、稅畝額で四六・九〇%にのぼった。³³⁾二七都のなかでも五圖と一圖に所屬する人戸の所有事産はきわめて緊密に分布していたといえる。こうした二七都五圖と一圖の緊密性の理由を示唆するのは、都圖文書の記載である。都圖文書の一つ安徽省圖書館藏『休寧縣都圖里役備覽』（二・三〇七一一〇號）は、二七都の一圖・二圖・五圖の魚鱗字號・里役・基盤となつた集落を次のように伝える。

廿七都一圖 必男

廿七都二圖 必潔效

一 王尙禮 上里橋

一 朱有 下盈

二 宗天生 合潭

二 汪雲 年田

三 王起元 陳村

三 朱學 冷水干

										廿七都五圖	
										得	效
										良	
										陳世祿	陳村
										陳天相	陳村
										陳世曜	陳村
										汪明	陳村
										陳正茂	陳村
										程曜	麻查干
										陳德茂	陳村
										王茂	陳村
										朱國	揚冲
										朱學源	下盈
										王正芳	陳村
										陳章	陳村
										朱貴	水路嶺
										王永昌	陳村
										陳元和	陳村
										王正順	甲首金來
										金正茂	烟冲河村

						班固三傳	
						朱魁	出地山
						朱德祖	作地山
						朱正昌	下盈
						汪忠	下盈
						葉富	西岸
						朱福茂	下盈
						朱法	下盈

※ 下盈は霞瀛のこと（引用者）。

都圖の下に記される千字文は圖の魚鱗字號であり、その最初に記すのが萬曆九年丈量で附された魚鱗字號である。一十の漢數字は甲を示し、里役を擔う人戸名、甲編成の基盤となった集落名等を記している。『休寧縣都圖里役備覽』は、清代後半に抄寫されたと推測され、明末萬曆年間の状況を直接伝えるものではない。二七都の二圖は、萬曆二〇年（二五九二）に一圖から増置されたものであり、萬曆九年には存在せず、一圖と一體であった。⁽³⁵⁾したがって、一圖と二圖の情報を合わせたものが、萬曆九年段階の二七都一圖についてとなる。こうした制約性がありながらも、注目すべきは、甲編成の基盤となった集落に関する記載である。二七都の一圖・二圖・五圖の三〇甲のうち、實に半數を超える一八甲が陳村と霞瀛（下盈）を基盤に編成されていた（陳村を基盤としたものが二甲、霞瀛を基盤としたものが六甲）。してみれば、二七都五圖と一圖所屬人戸が所有する事産の分布の緊密性は、兩圖ともに陳村・霞瀛という集落に居住する人戸を主要な基盤として編成されたことに由来すると考えてよい。

二七都五圖と一圖の緊密性にくわえて、二七都五圖内に事産を所有する二七都以外の人戸が所屬した都の多くは二七都の周邊に位置していたことにも、注目しておく必要がある。都の位置關係を【圖一】で確認されたい。とくに二七都五圖内の事産を所有する人戸が多い一都・一三都・二六都は、二七都に隣接しており、河川（率水）を利用した往來が可能などところに位置していた。

里甲編成の主要基盤となった集落を共にする二七都五圖と一圖の所屬人戸が相互に兩圖内の多額の事産を所有しており、二七都に隣接する都圖の所屬人戸も五圖内の事産を所有していたという事實。また、『歸戸親供冊』から判明する二七都五圖人戸が九〇%を超える事産を二七都内に所有していたという事實。岸本美緒氏は、里甲制體制が解體にむかう一六世紀中葉以降の顯著な社會變化として、都（江南デルタの場合は都をもとにした區）⁽³⁶⁾という郷村の完結的な生活範圍が崩れ都市への人口流入が起きることを指摘しているが、ここで明らかになった事産所有分布の事實は、里甲制體制が解體にむかうまでは都が庶民の生活圏であったことを裏附けるものといえよう。

おわりに

明末に至っても里甲制が機能しつづけ、所屬人戸のほとんどが自ら事産を所有する休寧縣二七都五圖の所有事産の分布は、九〇%を超える事産を二七都内に所有しており、里甲編成の主要基盤となった集落を共にする一圖の所屬人戸と相互に兩圖内の多額の事産を所有し合うというものであった——これが小論のささやかな結論である。

行論のなかで見たように、『歸戸親供冊』と『得字丈量保簿』の記載から二七都五圖所屬人戸が所有する事産の分布状況、他圖所屬人戸による二七都五圖内の事産の所有状況が判明するということは、里Ⅱ圖さらには都が地理的空間をもっていたこと、すなわち領域性を具えた鄉村行政區域でもあったことを物語っている。いわゆる地域社會論を提起した森正夫氏も、都と里Ⅱ圖を「一定の具體的な地理的界限をともなったもの」とし、「實體概念の地域社會」の一つに数えている。⁽³⁷⁾しかし、鄉村行政組織である里Ⅱ圖は里甲制の施行當初から領域性を具えていたのではない。變成顯氏は、南宋の經界法から洪武丈量に至るまで丈量作業と土地臺帳作製の單位は都保制の保であり、明代の都のもとには戸數原則によって編成された里Ⅱ圖と丈量作業・魚鱗冊作製の單位であった保とが併存していたことを明らかにしている。保に代わって里Ⅱ圖が丈量作業・魚鱗冊作製の單位となるのは、まさに張居正の丈量以降であり、丈量作業と魚鱗冊作製の單位となることを俟ってはじめて里Ⅱ圖は領域性をもつに至った。⁽³⁸⁾

こうした事實は、同じく行論のなかで見た印刷した魚鱗冊が販賣され人民の間で所持されていたという事實とともに、鄉村行政組織や土地臺帳の性格を再検討するための重要な素材となろう。

『得字丈量保簿』の記載内容自体についても、さらなる検討の餘地が残されている。『得字丈量保簿』の記載の特徴である事産の等則、佃人、また土名に關する記載に着目すれば、二七都五圖の地理的空間の具體的なあり方、肥沃な事産の分布状況、租佃關係の存在状況なども探り得る可能性があるだろう。小論は、『得字丈量保簿』のごく初歩的な分析を試みたに

とどまる。これらの問題の検討は他日を期したい。⁽³⁹⁾

註

- (1) 拙稿「明代里甲制體制下の階層構成——徽州府休寧縣里仁東鄉二七都五圖の事例——」(伊藤正彦編『萬曆休寧縣二七都五圖黃冊底籍』の世界)二〇〇九・二〇一一年度科學研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書、二〇一二年。ただし、任官者・讀書人輩出人戸の理解については、史料の見落とし等の誤りがあったため、拙稿「明代里甲制體制下の階層構成」訂誤——任官者・讀書人輩出人戸をめぐる——」(『唐宋變革研究通訊』六、二〇一五年)で訂正した。【表一】に示した數値は訂正をふまえたものである。
- (2) 變成顯「萬曆九年清丈歸戶親供冊」(『明代黃冊研究』中國社會科學出版社、一九九八年。增訂本、二〇〇七年)。筆者自身は、安徽大學歷史系・徽學研究中心の方々の御協力、黃秀英氏(副館長)をはじめとする安徽省博物館關係者の御理解を得て、二〇〇九年九月と二〇一〇年九月に大田由紀夫・楊纓兩氏とともに『萬曆九年清丈二七都五圖歸戶親供冊』を閲覽した。
- (3) 周紹泉(岸本美緒譯)「徽州文書の種類」(『新・史潮』三二、一九九三年)。
- (4) 休寧縣では萬曆九年の丈量以降、稅畝制が採用された。稅畝制の詳細は、前掲註(2) 變成顯文一四八一—一四九頁を参照。各種等級の事産の實測面積(歩)を一稅畝に換算する歩數を示しておく。一等正地…三〇歩、二等正地…四〇歩、三等正地…五〇歩、上田…一九〇歩、中田…二二〇歩、下田…二六〇歩、下下田…三〇〇歩、上地…二〇〇歩、中地…二五〇歩、下地…三五〇歩、下下地…五〇〇歩、山地…二四〇歩、塘…二六〇歩。
- (5) 新收とは新たに増加した事産や稅糧を意味するのが一般的であり、他圖に所在する所有事産を新收とするのは『歸戶親供冊』独自の表現である。
- (6) 王元戸に關する記載には、新收の項と實在の項の稅糧額の記述に食い違いがあり(『麥八升四合九勺』と『麥八升三合九勺』)、また新收の項の山の事産額の總計と實在の項の山の事産額が一致しない(新收の項の山の事産額の總計は五分七厘五毫となるが、實在の項の山の事産額は五分七厘八毫と記す)といった問題點があるが、『歸戶親供冊』の記載様式を確認することが目的であるため、ここでは『歸戶親供冊』の記載のまま引用しておく。
- (7) 安徽省圖書館藏『休寧縣都圖里役備覽』(二・三〇七一〇號)。
- (8) 前掲註(3) 周論文。
- (9) 變成顯「弘治九年抄錄魚鱗歸戶號簿考」(『明史研究』一、

一九九一年）、同「洪武魚鱗圖冊考實」（『中國史研究』二〇〇四年第四期）。

(10) 安徽省圖書館藏『休寧縣都圖里役備覽』。

(11) 『明萬曆九年休寧縣二七都五圖得字丈量保簿』の存在は、黃忠鑫氏（暨南大學歷史地理研究中心）の博士學位論文『在政區與社區之間——明清都圖里甲體系與徽州社會』（復旦大學中國歷史地理研究所、二〇一三年）によって知った。黃忠鑫氏には徽州府下の都圖文書や上海圖書館所藏の徽州文書に關する情報も御教示いただいた。ここに記して謝意を表する。

なお、筆者は二〇一四年三月に『得字丈量保簿』を閲覽・複寫した。後段に『得字丈量保簿』、同じく上海圖書館所藏の魚鱗冊の影印をあげるが、複寫する際に學術論文に影印を掲載することの許可をいただいた。閲覽・複寫にあたっては、當時、華東政法大學に在學中であった張詩悅・尹夢佳兩氏に御協力いただいた。あわせて謝意を表したい。

(12) 鶴見尙弘「中國歷史博物館藏 萬曆九年丈量的徽州府魚鱗冊一種」（『和田博徳教授古稀記念 明清時代の法と社會』汲古書院、一九九三年）。

(13) 鶴見尙弘「魚鱗冊を訪ねて——中國研修の旅——」（『近代中國研究彙報』六、一九八四年）によれば、鶴見氏が中國研修中に閲覽した張居正の丈量的魚鱗冊は一〇種であったと思われるが、そのうち残存する分量が最も多いのは、計二一四二號の情報を傳える中國歷史博物館藏『萬曆

九年丈量商字魚鱗清冊』である。

(14) 上海圖書館の目録上の名稱は、『休寧縣二拾伍都陸圖丈量保簿』である。法量は縦三五・〇cm、横三一・八cm、厚さ約五・五cmで、潔字六四九號—三八五六號の記載を残す。

(15) 上海圖書館の目録上の名稱は、『休寧縣二十伍都八圖丈量保簿』である。法量は縦三四・五cm、横三一・〇cm、厚さ約八・八cmで、帙入である。男字一號—三〇〇〇號の記載を残す。

(16) 異なるのは、『明萬曆九年休寧縣二五都六圖潔字丈量保簿』の事産の形狀を圖示する箇所に東西南北の方位を記す點（圖2）にあげた記載例では東西南北の方位が記されているが、『得字丈量保簿』場合、方位を記すのは少數である。『明萬曆九年休寧縣二五都八圖男字丈量保簿』の版心が『休寧縣【貳拾伍都 圖丈量保簿】〇〇（葉數）』と圖の部分が空欄になっている點である。

(17) 萬曆『休寧縣志』卷三、食貨志「公賦」

休寧縣爲酌定刊刷保簿、以便稽查、以垂永久事。照得國初丈量、原設保簿、便民經業、立法甚善。今奉明旨清丈、民業更新、若照先時保簿、畫圖填寫、費用浩繁、致勢家則有弱民則無、後世疆界紛更、稽查實難。爲此欲垂永久、酌定畫一之規、行令總書等、駁（鋟）梓印刷、廣佈流行、以遺僉業人民、使有憑據、後世本相同、不致滋生異議。爲爾諸民奕世悠遠之計、所願世世相承、人人共守、不踏去籍之害、而增讓畔之風。豈非本縣與地方所深幸哉。

知休寧縣事吉水曾乾亨書。

(18) 『男字大量保簿』卷首

縣主思慮休民產土、分法繁瑣、基墓價重、強弱似難歸一。立設保簿之規、印發序文、責令鈐梓裝刷、形跡相同、弊奸難施、是非可辨、無所容私。板料備成、預造數里、諸人稱贊古今初起美事。嗣因稅糧未清、概縣查對、父故停止、退役歸農。復思清丈千載奇逢、同板保簿傳流永世、迺民業更新之本、實黃冊契稅之源、僉業世守爲憑、續置推收有據、人戶無憎虛糧、縣總派徵有維、止奸猾之強併、定奕世之根源、實爲便民。公務委任、不得克終。秉心預呈府縣、千里赴告撫道、俱蒙批縣示諭各鄉准造。俯思當道無人提調、焉能概縣通行。據憑圖正原文、查對冊底、將本都捌圖男字保簿造完、售散該圖拾排業戶、諸人得見、毫弊難生。公正一鄉之希望、經造永遠之流傳。非惟首業宜辦、賢能善事、省費可備利益。後人置產勝如積金、遺裔如思卞和泣玉、流傳古今之寶。愚立茲簿、難終概邑之功。特書簿首之后、願鄉都俊傑諸賢士同心而立赤幟云。

萬曆貳拾肆年孟冬月

註

圖正 汪惟忱

排年 汪本仁 程興

程顯繼 汪繼志

汪統 程時通

程文明 巴高隆

程萬里 王璘

量畫 巴付隆 程廷嵩
書算 程積肆 王同仁

給與 都 圖 收執

(19) 『槐溪張氏茂荆堂田契冊』は、明・天啓年間から清・雍正年間までの休寧縣七都張氏一族の田契・合同・分約を抄寫したものである。詳しくは、黃忠鑫「明清時期徽州的里書更換與私冊流傳——基于民間賦役合同文書的考察」

『史學月刊』二〇一五年第五期）一〇二—一〇三頁を参照。

(20) 高橋芳郎「明代徽州府休寧縣の一爭訟——『著存文集』の紹介——」（『北海道大學文學部紀要』四六—二、一九九八年。のち『宋代中國の法制と社會』汲古書院、二〇〇二年、所收）。『著存文集』については、筆者自身も二〇一〇年九月に閲覽したほか、高橋氏が抄寫したものと入手した寫眞の複寫を三木聰氏からご提供いただいた。記して謝意を表する。

(21) 後段の第三章でその一端をあげる。

(22) 前掲註(20) 高橋論文。

(23) 『著存文集』(四五)「金革孫の稟帖」。項目の番號と名稱は、前掲註(20) 高橋論文が附したものによる(以下、同じ)。項目の番號と名稱の一覽は、高橋論文三四〇—三四四頁を参照。金革孫が提出したのは、得字二五二二號—二五二九號と得字二五三一號—二五三三號の計一〇號の事

産についての情報である。

- (24) 現存する『歸戸親供冊』が抄寫された時期と『歸戸親供冊』の原本が作製された時期は異なると思われるため、『歸戸親供冊』の内容の作成時期」と記した。

- (25) 別稿「明・萬曆年間、休寧縣二七都五圖の事産所有狀況に關する資料」（『唐宋變革研究通訊』七、二〇一六年）。

- (26) 前掲註（2） 樂論文。

- (27) 各人戸の所有事産の分布については、前掲註（25）別稿の「資料1」『萬曆九年清丈二七都五圖歸戸親供冊』基礎データ」を参照。

- (28) 隅とは縣城内の行政區域であり、鄉村部の都に相當する根據となるデータは、前掲註（25）別稿の「資料2」二七都五圖内の事産を所有する他圖所屬人戸に關するデータ」を参照。

- (30) 鈴木博之「明代徽州府の戸と里甲制」（井上徹・遠藤隆俊編『宋・明宗族の研究』汲古書院、二〇〇五年）。

- (31) 樂成顯「黃冊制度的几个基本問題」（『明代黃冊研究』中國社會科學出版社、增訂本、二〇〇七年）二八六―二九一頁。

- (32) 陳興が都正であったことは『著存文卷集』（八）「巡按御史の批・（九）「休寧縣の詳文」、王爵・陳振達・陳天相・陳岩求が里長戸であったことは『著存文觀集』（一〇）「二七都排年陳祿等告按院狀」に見える。同史料によれば、二七都五圖内の四圻の事産を所有した朱天生も二七都一圖の里長戸であった。なお、後段にあげるように安徽省圖書館

藏『休寧縣都圖里役備覽』は、汪明も二七都一圖の里長戸と記すが、後述するように同書が傳えるのは萬曆二〇年に二七都二圖が一圖から増置されて以降の情報であり、萬曆九年の段階で汪明が二七都一圖の里長戸であったことを確定できないため、汪明については里長戸に数えなかった。『休寧縣都圖里役備覽』が二七都二圖の里長戸と記す朱法についても同様である。

- (33) 二七都五圖所屬人戸の全所有事産から二七都五圖内に所有する事産を差し引いたものを除した數値である。

- (34) 『休寧縣都圖里役備覽』は、卷末に嘉慶二年（一七九七）の情報を記すことから、嘉慶二年以降に抄寫されたと考えられる。

- (35) 二七都の二圖が萬曆二〇年に設置されたことは、萬曆『休寧縣志』卷一、輿地志「沿革」による。また一圖から増置されたことは、二圖の魚鱗字號が一圖と同じ⁶であったことから分かる。

- (36) 岸本美緒「明末清初の地方社會と『世論』」（『歷史學研究』五七三、一九八七年。のち『明清交替と江南社會』東京大學出版會、一九九九年、所收）。

- (37) 森正夫「中國前近代史研究における地域社會の視點——中國史シンポジウム「地域社會の視點——地域社會とリーダー」基調報告」（『名古屋大學文學部研究論集』八三・史學二八、一九八二年。のち『森正夫明清史論集』第三卷「地域社會・研究方法」汲古書院、二〇〇六年、所收）。

(38) 前掲註(9)・(31) 樂論文。第三章で萬曆二〇年に二七都の二圖が一圖から増置されたことを述べたが、二圖の魚鱗字號が一圖と同じ。必^レであつたことからすると、萬曆二〇年に増置された二圖は人戸編成のみであり、領域は一圖と共にしていたと考えられる。二七都の二圖が獨自の領域を具えるのは、その後(清・順治年間)の丈量によつて丈量作業と魚鱗冊作製の單位となり、獨自の魚鱗字號が附されて以降である。

なお、郷・都・里Ⅱ圖など宋代以降の鄉村行政組織が領域性を具えるに至る論理に關する私見は、「領域性の生成

——明代徽州魚鱗冊關係文書をてがかりに——」(第四〇回宋代史研究會、二〇一四年八月)と「明代里甲制體制の性格——魚鱗冊關係文書の知見から——」(共同シンポジウム「明代中國と日本——政治と法制——」富山大學人文學部東洋史研究室、二〇一四年十一月)と題する報告で述べたことがあるが、機會を改めて詳しく論じたい。

(39) 租佃關係の存在狀況については、「地主佃戶關係の具體像のために——萬曆九年休寧縣二七都五圖における租佃關係——」(三木聰編『宋・清代中國の政治と社會』汲古書院、二〇一七年二月刊行豫定)を準備している。

〔附記〕

本稿は、二〇一三～二〇一六年度科學研究費補助金基盤研究(C)「明末清初期、里甲制體制下の社會的流動性と階層構成の變動に關する研究」の成果の一部である。

meaning superior kingdom, was the word used by the Southern Song as the appellation for the Jin dynasty during the Huangtong treaty period, when the Southern Song emperor adopted the role of subject toward the Jin emperor. In this section, I confirm the fact that the word “*shangguo*” continued to be used in the Dading treaty period also.

Through these examinations, I conclude that although it is often said that the relationship between the Jin dynasty and the Southern Song during the Dading treaty period was formally that of nearly equals, in fact, the position of the Jin dynasty was superior to that of the Southern Song in many more respects than previously imagined.

**ON ZHANGLIANG BAOBO AND GUIHUQINGONGCE :
THE STATE OF LAND OWNERSHIP OF 27 DU 5 TU IN XIUNING
PREFECTURE, HUIZHOU IN THE WANLI ERA**

ITO Masahiko

Four volumes of the *Duplicates of the Household Register of 27 Du 5 Tu of Xiuning Prefecture during the Wanli Era* 萬曆休寧縣 27 都 5 圖黃冊底籍 (No. 2: 24527) in the Anhui Museum are the only historical materials that show the entire contents of the “One *Li* (*Tu*)” 一里=圖 in the household registers for taxation and labor service, *fuyi huangce* 賦役黃冊, during the Ming period. There exists, however, a *yulince* 魚鱗冊 (Fish-scale record) of 27 Du 5 Tu 27 都 5 圖 in Xiuning Prefecture that is based on the land survey (*zhangliang* 丈量) of the 9th year of the Wanli era (1581). This document is actually one volume of the *Marked Register of the Land Survey of 27 Du 5 Tu in Xiuning Prefecture in the Ninth Year of the Wanli Era in the Ming Period* 明萬曆 9 年休寧縣 27 都 5 圖 得字丈量得簿 (線譜 No. 563585: hereafter, *Dezi zhangliang baobo*). It consists of 442 leaves and shows information on the lands from *Dezi* No. 9 to No. 3544. It is estimated that 84% of the original *Dezi zhangliang baobo* is extant, and the large quantity of *yulince* of the land survey done by Zhang Juzheng 張居正 is noteworthy. The *Dezi zhangliang baobo* was published in a printed edition like other *yulince* of Xiuning Prefecture made by survey of 1581.

Based upon a consideration of the reason why the *yulince* was published in Xiuning Prefecture and the relation of the *Guihuqingongce* of 27 Du 5 Tu in

Qingzhang in the Wanli Era 萬曆 9 年清丈 27 都 5 圖歸戶親供冊 in the Anhui Museum (No. 2: 24582; hereafter, *Guihuqingongce*), which records the complete information on the land ownership of all the people of 27 *Du* 5 *Tu* in Xiuning Prefecture, and the *Dezi zhangliang baobo*, I examine the contents of the *Guihuqingongce* 歸戶親供冊 and the *Dezi zhangliang baobo* regarding the distribution of land ownership in the *huangce* of 27 *Du* 5 *Tu* in Xiuning Prefecture of Huizhou in the Wanli era. My analysis makes it clear that the people of 27 *Du* 5 *Tu* possessed over 90% of the lands within 27 *Du* and that almost all of those who owned the lands of 27 *Du* 5 *Tu* were people that lived either within 27 *Du* or their neighboring *Du*. This distribution of land ownership, thus, supports the understanding that until the dissolution of Lijia 里甲 system, the *Du* 都 (in the case of the Jiangnan Delta, the *Qu* 區 based on *Du*) was the zone of life for ordinary people.

MISSIONARY DOCUMENTS AND REGIONAL SOCIETY OF THE ZHUJIANG DELTA, GUANGDONG

DOI Ayumu

At the end of Qing Period, local elites had widened their spheres of activity. Previous studies have paid much attention to the relationship between traditional local elites and provincial assemblies or the self-government movement. However, because of the limitation of sources, most researchers have paid less attention to the activities of non-elites in rural districts. Hence, this study employs source materials from the Canton Villages Mission 廣州鄉村傳道團 on Sanhuadian village 三華店村, in Hua Xian (Fa Yuen) 花縣, which was located in the northern district of Canton City, and on Xu Maujuan (Ts'ui Mau Kwan) 徐茂均, who had returned from abroad, to verify the way non-elites in a rural district dealt with local reconstruction for the modern world during the last decade of the Qing dynasty.

Xu had lived abroad for a lengthy period and lamented the weakness and decline of his own country, and when he returned to China, he indicated a strong interest in the doctrines of Christianity. He tried under Christian influence to introduce modern education in Sanhuadian village, but the villagers displayed no immediate interest in Xu's activities. However, it appears that the positive role of missionaries and Chinese Christians in the Anti-American Boycott Movement